

中学・高校生を対象とした「心と命」の大切さを培う講演事業

長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター

本事業は、人権教育の一環として犯罪被害者等が受けた様々な痛み、心と命の大切さへの理解を生徒等に深めてもらうことを目的として、長崎県の委託事業として実施するもので、その方法として、県警と連携しながら各種支援活動を展開し、かつ、多くのノウハウを有する「長崎犯罪被害者支援センター」の講師陣が、その特性と能力を活かして各中学校・高等学校を訪問して講演活動を行うものです。

1 犯罪被害者等基本法・基本計画・支援計画による要請

平成17年施行の犯罪被害者等基本法では、犯罪被害の軽減・回復だけではなく、地域社会で被害者が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう支援することが求められています。

そのためには、被害者を直接対象とする従来の支援対策では不十分であり、広く国民を対象として、犯罪被害の実態等について理解を深めるための広報啓発活動等を積極的に展開し、社会全体で被害者を思いやり被害者を支え合う気運を醸成することが不可欠であります。

また、基本法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し地方公共団体の責務が明記され、基本計画において具体的な施策を講ずるよう求められているところです。

さらに、長崎県においても、誰もが犯罪の被害者等となる可能性がある中で、県民が安心して暮らせる社会を実現するものとして、国の基本計画に沿い「長崎県犯罪被害者等支援計画」を策定し、その第5の2の中で学校等における教育、学習機会の充実として「体験活動を通じた命の大切さ、学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進」等を掲げております。

2 講演の意義

犯罪被害者等基本法20条「国民の理解の増進」に基づき、国の「犯罪被害者等基本計画」及び長崎県の「犯罪被害者等支援計画」に盛り込まれた「学校における体験活動を通じた命の大切さの学習」等については、尊厳にふさわしい処遇を権利として保障される犯罪被害者と人権問題を同一視点と捉え、地域社会にも啓発していくことが必要ですが、その中でも中学生・高校生は物事を直感的に捉える感性を持ち柔軟性に優れています。

これら次世代を担う中・高校生に対して人権の意義・重要性を啓発することは、日常生活において知識として人権等への配慮が、即、態度や行動に現れ自然にその人権感覚が身に付いていくものであります。

よって、犯罪被害者等の実態や人の命の大切さ等についての理解を深めさせることで社会規範意識を向上させ、被害者も加害者もいない安全で安心なまつづくりの推進に向けた気運の醸成を図るため、県知事部局・県警と連携する長崎犯罪被害者支援センターがその特性と能力を活かして、各中学校・高等学校において犯罪被害者等の講演による啓発活動を展開して人権教育を効果的に推進していくものであります。

3 中学・高等学校生徒に対する講演の目的

犯罪被害者やその遺族及び犯罪被害者と直接接する臨床心理士等による講演を通じて、生徒が、命の大切さ、いじめ、暴力のない社会の必要性及び犯罪被害者等の人権等を学び、一人一人の人間を大切にすることを探求する学習の一環とすることを目的とします。

4 推進重点

- (1) 被害者の実態を理解させる人権教育
- (2) 子供を被害者・加害者にさせない命の大切さの醸成
- (3) 被害者も加害者もいない安全で安心なまちづくり